

(案) ごみ集積所のごみ搬出処理業務委託契約書

茨城県立こころの医療センター（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、こころの医療センターのごみ搬出処理業務について、次のとおり契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、こころの医療センター内の一般廃棄物の収集・運搬及び処分業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(委託業務の実施方法等)

第2条 乙は、前条の委託業務を実施するに当たっては、別紙仕様書に従い行わなければならない。

(委託期間)

第3条 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は契約金額の100分の10とする。ただし、茨城県病院局会計規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第21号）第107条第2項各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

(委託料)

第5条 委託料の単価は、1kg当たり可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ 円、資源ごみ 円、有害ごみ 円とし、消費税及び地方消費税は外税とする。

なお、処分するごみの種類ごとに月の処理量と単価を乗じて算出した金額の和に、当該金額の消費税及び地方消費税を加えて得た金額に1円未満の端数が生じた場合には、端数金額を切り捨てた金額を当月実施分の委託料とする。

2 乙は、毎月の実施分の委託料について翌月速やかに請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の請求書を受理し、検査調書と照合のうえ適正であると認めたときは、請求書を受理した日から30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(守秘義務)

第6条 乙は、職務上知り得た全ての事実及び患者に関することを他に漏らしてはならない。

(再委託の制限)

第7条 乙は、この委託業務の達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(損害賠償)

第8条 乙は、故意又は善良な管理者の注意義務を怠ったことによって、機器等の全部又は一部をき損し、又は滅失したときは、当該物件の原状回復の責めを負うものとし、その経費は甲に請求できないものとする。

(解除等)

第9条 甲は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約又はこの契約に基づく甲の指示に違反しているため契約の目的を達成することができないと甲が認めたとき。

(2) 乙がこの契約を誠実に履行しないとき又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第10条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのあ

る関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

（協議）

第11条 この契約に定めるもののほか、委託業務の遂行に関し必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 茨城県笠間市旭町 654
茨城県立こころの医療センター
病院長 堀 孝文

乙